

彦根城跡等維持管理業務 プロポーザル仕様書

令和 7 年(2025 年)10 月

彦根市文化財課

目 次

1. 運営管理の基本方針	1
2. 業 務 の 概 要	2
3. 運 営 体 制	3
4. 彦根城跡等維持管理業務の内容	7
5. 「彦根城跡等維持管理業務」と彦根市が実施する業務の区分	16

1. 運営管理の基本方針

彦根城跡は、概ね中堀より内側（外側の埋木舎および外堀跡の一部を含む）が特別史跡に指定されており、その中に国宝の天守、附櫓及び多聞櫓（以下、「天守」という。）をはじめ重要文化財である櫓や馬屋、名勝に指定されている玄宮楽々園など多くの貴重な文化財が現存し、世界遺産登録に向けた取組も進めている。また、彦根城は年間を通して多くの観覧者を迎える彦根市を代表する観光施設としての役割も担っている。

本仕様書は、彦根城跡の施設見学に係る券売や改札、案内・誘導、その他観覧者に対するサービス業務、消防・防災、警備に係る安全対策に関する業務など彦根城跡の維持管理業務について以下のとおり示すものである。

(1) 文化財としての運営管理

貴重な文化財である彦根城跡の公開は、文化財保護の観点を重要視し、本業務において彦根城跡を構成する建造物や遺物の取扱いは、文化財保護法等の法令を遵守し、本仕様書のほか彦根市で策定した特別史跡に係る諸計画および公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟が出版した「文化財保存・管理ハンドブック」（建造物編）を参考に実施するものとする。

(2) 観覧者の安全確保

彦根城は、江戸時代初期に築かれた平山城で、見学環境として城内山道や天守、櫓内の急勾配な昇降階段など当時に近い状態の所が多く見受けられるため、観覧者の安全については十分な配慮が必要である。天候や季節的な要因等による危険性に対して予防策を講じるとともに、災害や転倒による怪我、急病の発生時に的確、かつ迅速に対応する。

なお、近年の夏季の猛暑への対策として、有料区域内に飲料用自動販売機等を設置するなど、特に観覧者への熱中症対策を講じること。

(3) 「おもてなし」の向上

文化財としての価値にのみ依存するのではなく、観覧者に対し心をこめた「おもてなし」が実施できるよう業務従事者の資質向上に努める。

世界遺産登録に向けた取組を進める今、インバウンド観光客の受入れ対応を含めて、彦根観光協会や近江ツーリズムボード、彦根ボランティアガイド協会等の関係団体との協力・連携にも努めるものとする。

なお、観覧者の利便性の向上のため、令和8年4月1日からクレジットカードやQRコードを含めた電子決済の利用に対応すること。

(4) 彦根城の世界遺産登録を通じた持続可能なまちづくり

世界遺産登録に向けた取組を進める彦根城において、オーバーツーリズム対策や観光資源の保全をはじめとした持続可能なまちづくりが重要な要素となるが、世界遺産登録を見据え、多くの観覧者が彦根城を訪れる可能性があ

る。

このことを見据え、創意工夫を凝らした対策を提案のうえ実施すること。
なお、対策の内容や実施の時期は彦根市と協議のうえで決定する。

(5) ポストコロナにおける感染症対策

各種の感染症対策に努めることとし、感染症に係る疑義が生じた場合には、彦根市と協議して、これを処理すること。

(6) 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令がある場合はそれらを遵守(コンプライアンス)すること。文化財保護法や労働基準法を含む労働関係法令のほか、本市の条例ならびに規則についても同様とする。

2. 業務の概要

彦根城跡の天守や各櫓、玄宮楽々園などの観覧者の安全確保に努めるとともに、観覧料の徴収・管理や誘導案内、茶室での接待業務など観覧者への丁寧なサービスや各施設等の維持管理業務を行う。

また、イベント等の自主事業や誘客宣伝、旅行エージェントへの働きかけを行うことにより、観覧者数の増加を図る。

なお、徴収した観覧料や施設利用等による各種使用料、その他の収入(受託事業者が自主事業で得た収入を除く)は全額彦根市に納入するものとする。

さらに、インバウンドを含めた観覧者の利便性の向上のため、券売所(5箇所)、茶室(2箇所)および開国記念館の全てにおいて、令和8年4月1日からクレジットカードやQRコードを含めた電子決済の利用に対応すること。なお、電子決済の導入に必要な機器、通信費および手数料等の経費は全て受託者が負担するものとする。

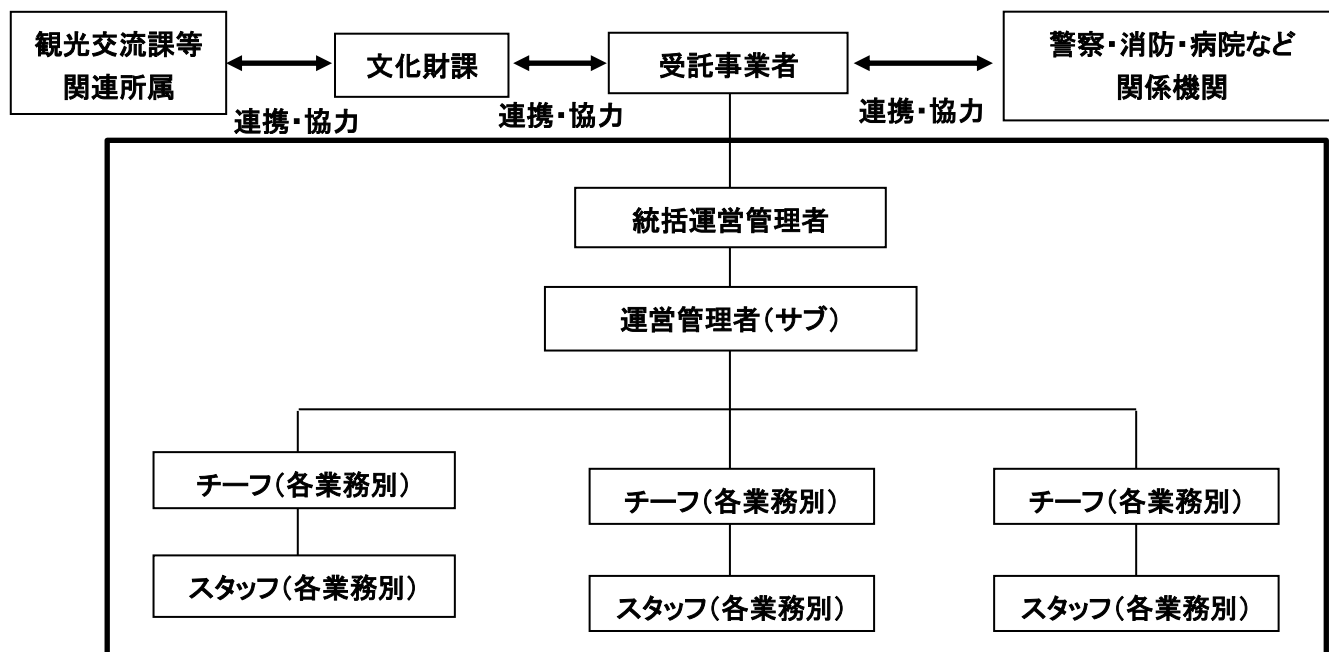
3. 運営体制

観覧者の安全確保と円滑な入退場、親切で丁寧な接客サービスを行うため、天守や各櫓、各券売所等に繁忙期、閑散期に応じた適切な人員配置を行うものとし、配置する人員の労務管理（シフト編成を含む）も受託事業者が行うものとする。

「彦根城跡等維持管理業務」は令和 8 年 4 月 1 日から開始となるが、この時期は彦根城の桜の開花により観覧者が多く、混雑が予想されるため、現在の受託者からの引継ぎを適正に行い、また、現在彦根城の運営に携わっているスタッフの経験やノウハウも活用し、業務開始から支障なく観覧者への接客サービス等、円滑な運営が行えるよう努めること。

なお、観覧者に対し心をこめた「おもてなし」を実施するためには、業務従事者のモチベーションの維持・向上が不可欠である。業務従事者がモチベーションを高く保ち続けることができるような職場環境の創出に努めること。

【イメージ図】



イメージ図における統括運営管理者および運営管理者（サブ）については、日々の業務において彦根市との連絡調整が適宜行えるよう常勤配置すること。

(参考) 特別史跡彦根城跡および彦根城ほか関連施設基礎データ

【特別史跡彦根城跡】

◆別添位置図参照

※中堀の石垣前面から背面3尺(約90cm)を特別史跡の範囲とし、この範囲の樹木等は委託による管理の対象となる。

※面積には学校、検察庁等施設、道路、民地等が含まれており、今回委託の管理区域からこれらは除く。

※令和6年度から彦根城国宝・重要文化財建造物防災施設整備事業を実施しており、また、令和7年度から特別史跡彦根城跡内の木橋の改修工事も予定していることから、本委託期間内においても、工事の進捗状況等により、彦根城有料区域内において、一部観覧エリアに制限等が生じる可能性がある。

【彦根城】

特別史跡彦根城跡の内堀内を有料で、その他を無料で公開。

◆公開施設 国宝：彦根城天守 附櫓及び多聞櫓

重要文化財：西の丸三重櫓及び続櫓、天秤櫓、太鼓門及び続櫓、馬屋

※二の丸佐和口多聞櫓は現在非公開

◆休場日：無休(台風等の災害により臨時で休場する場合あり)

◆営業時間：8:30～17:00

※入場券販売終了時間および最終入場時間は16:30とする。

※天守の閉鎖時間については、天守入場待ちの状況により30～60分程度延長する場合あり

【玄宮楽々園】

国指定の名勝である玄宮楽々園の庭園部分を玄宮園として有料で、屋敷部分を楽々園として無料で公開。

◆休園日：無休(台風等の災害により臨時で休園する場合あり)

※楽々園内の書院については、外観は常時公開しているが、内部特別公開は、期間限定で実施(公開日の設定は文化財課と協議のうえで決定すること。)

◆営業時間：8:30～17:00

※入場券販売終了時間および最終入場時間は16:30とする。

【茶室】

彦根城内：聴鐘庵 玄宮楽々園内：鳳翔台

※お茶1,000円(お菓子付き)

(現行は500円であるが、令和8年4月1日より1,000円に価格改定予定)

◆休業日：聴鐘庵：12月29日から12月31日まで休業

鳳翔台：無休

※ただし、聴鐘庵、鳳翔台ともに台風等の災害により臨時で休業する場合あり
◆営業時間：9：00～16：00

【開国記念館】

- ◆休館日：年末(12月25日から12月31日まで)
(展示物の入替や台風等の災害により臨時で休館する場合あり)
- ◆営業時間：8：30～17：00（最終入館は16：45）

【旧池田屋敷長屋門】

- ◆休館日：祝日を除く月～金曜日、年末年始(12月25日から1月3日まで)
(台風等の災害により臨時で休館する場合あり)
- ◆営業時間：9：00～17：00（最終入館は16：45）

【旧井伊神社本殿、相の間及び拝殿】

- ◆特別公開日：春(4月上旬)および秋(10月中旬～11月上旬)で各2日間
※当施設は常時公開していないので、上記期間のみの特別公開とする。
※公開日の設定については、文化財課と協議のうえで決定すること。
- ◆公開時間：10：00～15：00

【旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園】

- ◆特別公開日：春(4月下旬～5月上旬)および秋(11月下旬)で各7日間～10日間
※当施設は常時公開していないので、上記期間公開日のみの特別公開とする。
- ※公開日の設定については、文化財課と協議のうえで決定すること。
- ◆公開時間：10：00～16：00(最終入園は15：30)

(1) 人員配置

観覧者の安全確保、「おもてなし」の更なる向上を図るため、各所に人員を効果的に配置するものとする。

なお、同一スタッフが複数業務を担当することを妨げるものではないが、同日に複数業務を担当することは原則的に不可とする。

＜参考＞繁忙期を6ヵ月（184日）と設定した場合のポジション数等

所属	業務概要	ポスト数		日数 (365日)	
		通常期	繁忙期	通常期	繁忙期
事務所	統括運営管理者(所長)	1	1	181	184
	運営管理者(副所長)	1	1	181	184
天守、各櫓	誘導案内、鐘撞き	9	11	181	184
表門券売所	窓口オペレーション (入場料徴収、改札等)	6	8	181	184
大手門券売所		1	3	181	184
黒門券売所		1	1	181	184
玄宮園東券売所		1	2	181	184
玄宮園西券売所		1	1	181	184
開国記念館、馬屋、池田	誘導案内 ※池田は土日祝のみ	3	4	181	184
玄宮楽々園作業所	剪定、清掃、保守、小修繕	2	3	181	184
茶室（2ヵ所）	接待、案内	3	4	181	184
作業所	剪定、清掃、保守、小修繕	8	10	181	184
作業所	WC清掃	1	2	181	184
パトロール隊	警備（夜間警備除く）	2	3	181	184
特別公開(お浜御殿)	受付(前後準備期間含む)	0	2	0	24
特別公開(井伊神社)	受付(前後準備期間含む)	0	2	0	8
計		40	58		

(2) スタッフの育成

彦根城は本市でも重要な観光スポットであり、彦根城での観覧に対する印象が本市へのイメージに直接影響することが考えられることから、育成の重要性を踏まえ、「おもてなし」の更なる向上を図るよう、計画的に研修等を実施すること。実施にあたっては文化財課をはじめ、関係機関とも綿密に調整すること。

4. 彦根城跡等維持管理業務の内容

彦根城跡等維持管理業務の具体的な内容は以下のとおりとし、原則 3 年間継続するものとする。

【①事務所業務】

- ・ 電話対応（問い合わせ、案内等）
- ・ 各日における「ひこにゃん」登場パターンの確認、スタッフ間連絡
- ・ 各券売所および券売所用のつり銭準備、配布
- ・ 各日における各券売所の観覧券売上の回収、集計
- ・ 各日における各茶室の茶菓子売上げの回収、集計
- ・ 各日における開国記念館の書籍等売上の回収、集計
- ・ 各日における茶室からの茶菓子補充連絡を受けての業者への発注
- ・ 天守入場制限が生じた場合の、各券売所、関係機関への連絡
- ・ コインロッカー、天守有料望遠鏡の売上げ回収、集計（月 1 回）
- ・ クーポン等の請求および払い込み確認
- ・ 金融機関を通じて、売り上げを彦根市へ払い込み
- ・ 観覧券の在庫管理（各券売所への配券を含む）
- ・ 入山者等の統計データ作成
- ・ 彦根城入城記念符等の物販、料金の徴収（販売物は状況により増減あり）
- ・ 拾得物の整理（警察への届出、落とし主への送付含む）
- ・ 救急搬送の連絡（各部署から救急要請を受けた場合）
- ・ 文化財課他関係機関との連絡調整
- ・ 各所の統括業務
- ・ その他事務所運営において必要な業務

【②券売所業務】

各券売所共通

- ・ 券売所の解錠、施錠
- ・ 各日における「ひこにゃん」登場パターンの掲示
- ・ 観覧券（彦根城共通券、彦根城博物館観覧券、彦根城＋彦根城博物館セット券）販売、観覧料徴収、旅行クーポン処理、もぎり、団体入場受付等
- ・ 無料入場者（市内在住高齢者、身体等障害者、滋賀県内小中学校等）の確認
- ・ 天守入場制限が生じた場合の待ち時間の掲示
- ・ 観覧券在庫およびつり銭の管理
- ・ 各日の売上げの集計
- ・ 迷子、拾得物等の放送設備による呼びかけ
- ・ 券売所と周辺の清掃（軽易な除草、近接する山道清掃、降雪時の除雪作業含む）

- ・電子決済システムの運用管理
- ・パンフレット類の管理・配布
- ・拾得物の管理事務所への連絡、届出
- ・傷病者発見時の状況確認、軽易な手当て、救急搬送の有無についての確認
(必要な場合は事務所に連絡)
- ・感染症対策の実施

表門

- ・城内売店（鐘の丸売店）への郵便物等の配達

黒門

- ・券売所前木戸の開閉
- ・黒門トイレ便座カバーの電源管理

大手門

- ・券売所前木戸の開閉

玄宮園東

- ・観覧券（玄宮園単独券）販売、観覧料徴収
- ・迷子、拾得物等の放送設備による呼びかけ

玄宮園西

- ・観覧券（玄宮園単独券）販売、観覧料徴収

その他

- ・各券売所を定時に移動し、券売所配置者の休憩時における交代
- ・移動時に施設や敷地に異常がないかの点検
- ・馬屋の門扉等の開閉補助
- ・二の丸駐車場内の休憩所の開閉および清掃

【③天守・櫓業務（彦根城天守、西の丸三重櫓、天秤櫓、太鼓門櫓）】

共通

- ・天守・各櫓内入場者数のカウント
- ・建物の解錠、施錠（施錠は17:00）
- ・営業時間終了時における下山の誘導
- ・建物の施錠時における内部確認の徹底
- ・建物窓の風防の取り外しおよび取り付け（ただし、悪天候や冬期間は除く）
- ・各日における「ひこにゃん」登場パターンの掲示
- ・建物と周辺の清掃（軽易な除草、近接する山道清掃、降雪時の除雪作業含む）
- ・出入口での靴の案内（天守入口靴ロッカーの設置、天守・櫓での希望者への

靴袋の配布および靴袋の在庫管理を含む)

- ・建物内における案内・誘導
- ・業務用扇風機の設置および管理（夏季）
- ・落書き点検（月2回）の実施、および「落書き点検簿」の作成、提出
- ・天守、各櫓内のすす払い清掃（12月）
- ・彦根城自衛消防訓練への参加（1月）
- ・拾得物の管理事務所への連絡、届出
- ・傷病者発見時の状況確認、軽易な手当て、救急搬送の有無についての確認（必要な場合は事務所に連絡）
- ・感染症対策の実施

天守

- ・雨天時の傘の案内
- ・混雑時の天守内上下階移動の誘導（昇降階段の対面通行が困難となるため）
- ・混雑時の入場制限の決定、事務所への連絡、入場待ちの整理
- ・混雑時における公開延長の決定（通常 17:00 だが、入場待ちの状況により定刻での施錠が難しい場合）、事務所への連絡
- ・建物解錠・施錠時における夜間警備との連絡事項の引継ぎ
- ・消火栓の点検、放水を含む動作確認（毎月 7 日、17 日、27 日に夜間警備員とともに実施）
- ・天守前広場設置の有料望遠鏡の売上げ回収、事務所への引継ぎ（月 1 回）
- ・強風や降雪時の天守前シェルター屋根の開閉

西の丸三重櫓

- ・混雑時の天守内上下階移動の誘導（昇降階段の対面通行が困難となるため）
- ・西の丸トイレ横設置タンクへの水量確認および調整

天秤櫓

- ・時報鐘における鐘撞き。（毎日 6:00、9:00、12:00、15:00、18:00）
※映画等の撮影のため取り止める場合あり
※営業時間外については、現行と同じく夜間警備での対応可

【④茶室運營業務（彦根城聴鐘庵、玄宮園鳳翔台）】

共通

- ・建物の解錠、施錠
- ・各日における「ひこにゃん」登場パターンの掲示
- ・来客への接待（抹茶、茶菓子の提供）、料金の徴収、旅行クーポン処理
- ・電子決済システムの運用管理
- ・夏季における冷抹茶の提供
- ・茶菓子の在庫およびつり銭の管理

- ・茶器や給湯設備の管理
- ・室内設置の生花の管理
- ・茶菓子の在庫状況により補充を事務所に連絡
- ・各日の売上げの集計
- ・建物と周辺の清掃（軽易な除草含む）
- ・落書き点検（月２回）の実施、および「落書き点検簿」の作成、提出
- ・拾得物の事務所への連絡、届出
- ・傷病者発見時の状況確認、軽易な手当て、救急搬送の有無についての確認
（必要な場合は事務所に連絡）
- ・感染症対策の実施

鳳翔台

- ・建物の婚礼前撮り使用における使用料の徴収

補助業務

- ・聴鐘庵および鳳翔台での業務補助
（通常、聴鐘庵→鳳翔台の順だが、混雑状況により変更あり）

【⑤関連施設運営業務（馬屋、開国記念館、旧池田屋敷長屋門、旧鈴木屋敷長屋門）】※旧鈴木屋敷長屋門は、外観公開のみのため人員配置なし

共通

- ・建物の解錠、施錠
- ・各施設の施錠時における内部確認の徹底
- ・建物内と周辺の清掃（軽易な除草、降雪時の除雪作業含む）
- ・各日における「ひこにゃん」登場パターンの掲示
- ・落書き点検（月２回）の実施、および「落書き点検簿」の作成、提出
- ・拾得物の事務所への連絡、届出
- ・傷病者発見時の状況確認、軽易な手当て、救急搬送の有無についての確認
（必要な場合は事務所に連絡）
- ・感染症対策の実施

馬屋

- ・施設の開閉（券売所運営業務における安全点検要員と共同で実施）
- ・各日における「ひこにゃん」登場パターンの掲示
- ・建物内と周辺の清掃（軽易な除草、降雪時の除雪作業含む）
- ・建物内における案内・誘導
- ・足もと灯の点灯および消灯（球切れ等の確認含む）
- ・馬屋入場者数のカウント

- ・ 二の丸駐車場内休憩所の空調管理
- ・ 業務用扇風機の設置および管理（夏季）

開国記念館

- ・ 施設の開閉（警備システムのセット、解除を含む）
- ・ 館内照明の点灯および消灯（球切れ等の確認含む）
- ・ エレベーターの稼働および休止
- ・ 館内用車椅子の管理（貸出し含む）
- ・ 館内空調設備の管理
- ・ 来館者への館内展示施設の案内・誘導
- ・ 開国記念館入館者数のカウント
- ・ 各種記念スタンプの管理
- ・ 建物周辺の清掃（軽易な除草、降雪時の除雪作業含む）
- ・ 書籍等の販売および料金の徴収
- ・ 書籍等の在庫およびつり銭の管理
- ・ 電子決済システムの運用管理
- ・ 館内設置のパンフレット類の管理
- ・ 館内トイレのトイレットペーパー補充
- ・ 旧鈴木屋敷長屋門の建物周辺の清掃（週 1 回）
- ・ 馬屋、旧池田屋敷長屋門配置スタッフの休憩時における交代

旧池田屋敷長屋門

- ・ 施設の開閉（警備システムのセット、解除を含む）
- ・ 館内照明の点灯および消灯（球切れ等の確認含む）
- ・ 建物内と周辺の清掃（軽易な除草、降雪時の除雪作業含む）
- ・ 旧池田屋敷長屋門入館者数のカウント

【⑥彦根城作業所業務】

各種作業業務

- ・ 彦根城作業所の建物、作業用道具、工具類の維持管理
 - ・ 特別史跡彦根城跡全域（各山道を含む。ただし玄宮楽々園や彦根市所有地以外を除く）における草刈、剪定、伐木、落ち葉清掃等による景観維持（通年で実施）
- ※草刈や伐木について、従事者は予め労働安全衛生規則で定める刈払機作業の従事者安全衛生教育および伐木等の業務に係る特別教育を受講するものとする
- ・ 特別史跡彦根城跡全域（ただし玄宮楽々園や彦根市所有地以外を除く）における建物（文化財建造物を除く）、設備、敷地の軽易な修繕作業
 - ・ 特別史跡彦根城跡全域（ただし玄宮楽々園や彦根市所有地以外を除く）看板、竹柵等の補修・製作作業（旧鈴木屋敷長屋門竹柵補修を含む）

- ・彦根城内各部署で排出されるごみの回収、処分業者への引渡し
- ※ごみの処分については、「彦根市事業系一般廃棄物収集運搬許可業者」へ委託し、適正に処分すること。
- ・彦根城堀中継・導水ポンプ設備の清掃および季節毎の吐出量切替、取水部の水質による臨時停止処置
- ・彦根城恒例イベントにおける準備、設営
- ・彦根市が活動を許可したボランティア作業におけるごみ回収
- ・年末大掃除における天守、櫓等のすす払い（12月 屋外高所作業）
- ・彦根城自衛消防訓練への参加（1月）
- ・城内堀で飼育している白鳥の傷病等への対応（鳥インフルエンザ発生時の緊急対応等含む）、餌やり、羽切り
- ・彦根城内設置のトイレ（仮設を含む）の巡回清掃、消耗品の補充

【⑦玄宮楽々園作業所業務】

- ・玄宮楽々園作業所の建物、作業用道具、工具類の維持管理
- ・玄宮楽々園における草刈、剪定、伐木等による景観維持（通年で実施）
※草刈や伐木について、従事者は予め労働安全衛生規則で定める刈払機作業の従事者安全衛生教育および伐木等の業務に係る特別教育を受講するものとする。
- ・玄宮楽々園における建物、設備、敷地の軽易な修繕作業
- ・玄宮楽々園における看板、竹柵等の補修・製作作業
- ・彦根城および玄宮楽々園の各券売所に置かれる竹杖の回収および配置
- ・玄宮楽々園で排出されるごみの回収、処分
- ・玄宮楽々園内の書院の開放および閉鎖（日々の雨戸および障子の開閉）
- ・玄宮楽々園における降雪時の除雪作業
- ・玄宮楽々園の池の水質および水量管理（池の浄化装置維持管理含む）

【⑧パトロール業務】

- ・特別史跡彦根城跡の定時巡回
- ・特別史跡彦根城跡の敷地や堀における不法投棄や釣り等違反行為の監視および注意
- ・特別史跡彦根城跡の敷地や堀におけるごみ、不法投棄物や動物死骸の回収、処分および街灯の清掃（高所は除く）
- ・巡回中における問合せに対する案内、説明対応
- ・各券売所等からの依頼に基づくパンフレット類の配布
- ・事務所からの指示に基づく臨時的業務（例、繁忙期に天守待ち時間が生じた場合の入場整理、迷子の搜索、堀への落とし物など）
- ・外来魚駆除
- ・彦根市が活動を許可したボランティア作業における清掃道具の搬入、搬出
- ・年末大掃除における応援
- ・彦根城自衛消防訓練への参加（1月）

- ・拾得物の事務所への連絡、届出
- ・傷病者発見時の状況確認、軽易な手当て、救急搬送の有無についての確認
(必要な場合は事務所に連絡)

【⑨特別公開対応業務】

玄宮楽々園内御書院(内部公開)

- ・特別公開事前告知の案内看板設置、掃除等の準備および公開終了後の撤収
- ・観覧者数のカウント
- ・特別公開時の記録写真の撮影および画像データの彦根市への提供
- ・施設パンフレット等の配布
- ・観覧者からの問合せに対する案内、説明対応
- ・彦根市が制作する物品の販売および料金の徴収
- ・傷病者発見時の状況確認、軽易な手当て、救急搬送の有無についての確認
(必要な場合は事務所に連絡)
- ・感染症対策の実施

旧井伊神社本殿、相の間及び拝殿

- ・特別公開事前告知の案内看板設置、掃除等の準備および公開終了後の撤収
- ・建物の解錠、施錠
- ・観覧者数のカウント
- ・特別公開時の記録写真の撮影および画像データの彦根市への提供
- ・施設パンフレット等の配布
- ・観覧者からの問合せに対する案内、説明対応
- ・彦根市が制作する物品の販売および料金の徴収
- ・傷病者発見時の状況確認、軽易な手当て、救急搬送の有無についての確認
(必要な場合は事務所に連絡)
- ・感染症対策の実施

旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園

- ・特別公開前日の案内看板、テント設置等の準備および公開終了後の撤収
- ・庭園入り口の解錠、施錠(警備システムのセット、解除を含む)
- ・観覧者数のカウント
- ・特別公開時の記録写真の撮影および画像データの彦根市への提供
- ・庭園内の見回り
- ・施設パンフレット等の配布
- ・観覧者からの問合せに対する案内、説明対応
- ・彦根市が制作する物品の販売および料金の徴収
- ・傷病者発見時の状況確認、軽易な手当て、救急搬送の有無についての確認

- (必要な場合は事務所に連絡)
- ・感染症対策の実施

【⑩主催事業】

以下の彦根城恒例イベントを継続して行うこと。

※維持管理作業の一環だが、長年の実施の中で彦根城の風物詩として広く認知されていることからイベントとして掲載するものを含む
《恒例イベント》

玄宮園内の神田に田植え、稲刈り（5月～10月）

玄宮園楽々園の玄宮園部分の復元した神田に参加者を募り、田植えを行う。収穫時に稲刈りを行う。田植えから稲刈りまでの水田管理も行う。（植える苗は原則、もち米。）

表門券売所前への笹竹と短冊の設置（6月下旬～7月7日）

来場者に七夕時期に願い事を書いた短冊を飾ってもらう。

クールミスト装置の設置（7月中旬～9月下旬）

表門券売所と天守前広場にクールミスト装置を設置する。

彦根城、玄宮楽々園の松へのこも巻き（11月上旬の立冬の日前後）

いろは松やその他彦根城内や玄宮楽々園の松にこもを巻く。

しめ縄仕上げ（12月上旬）

正月に彦根城内で飾るしめ縄の仕上げ作業を行う。

彦根城天守や各櫓等のすす払い（12月中旬）

天守や各櫓の内外のすす払い作業を実施する。

鏡餅つき、餅振る舞い（12月中旬）

有料エリア内にて、臼と杵を使って餅つきを行う。正月に城内で飾る鏡餅を作るが、それ以外は、入場者に振る舞う。ひこにゃんも参加する。

門松・しめ縄飾り、鏡餅設置（12月下旬）

先に作製済みのしめ縄を彦根城や玄宮園、開国記念館に設置する。鏡餅は天守金蔵門と玄宮楽々園書院に設置。

彦根城で除夜の鐘をつくつどい（12月31日）

おおみそかの夜に、彦根城時報鐘を先着順で撞いてもらう。

鏡開き（1月上旬）

正月に飾っていた鏡餅を切り分け、彦根城内各券売所にて先着順で配布す

る。

こも外し、酒絞り袋の洗い汁散布（3月上旬の啓蟄の日前後の平日）

11月に松に取り付けたこもを一斉に外す。また、松の根本に酒絞り袋の洗い汁を散布する。

【⑪自主事業】

文化財保護を大前提とし、必要な措置を徹底したうえで、観覧者数増加に資するイベント等を年に複数回企画し実施する。本事業により得られた収入については実施者の収入とする。実施にあたっては、計画段階から内容や設置物について文化財課と協議し、関係機関が実施するイベント等と内容や実施日が重ならないよう十分調整を図り決定すること。

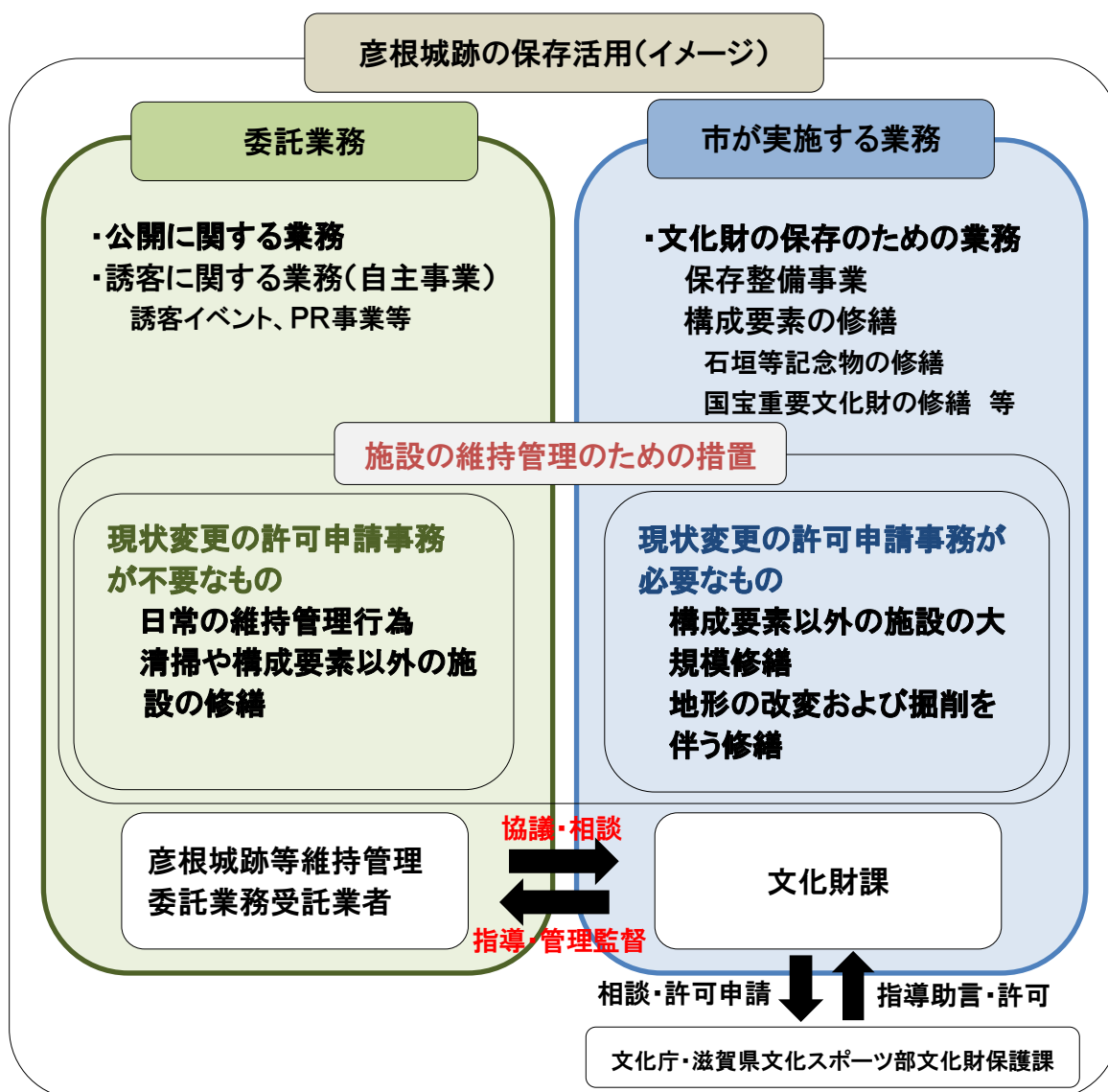
また、本委託業務が特別史跡、名勝、国宝、重要文化財をその範囲としており、「活用」が文化財の正しい理解のための取組の一つであることを踏まえて、その文化財の持つ本質的価値を十分活かし、価値を損なわないような内容とすること。

【⑫誘客宣伝事業】

旅行エージェントへの訪問セールスやエージェントツアーを企画し、彦根城を盛り込んだ商品企画への意欲を増進させる。

5. 「彦根城跡等維持管理業務」と彦根市が実施する業務の区分

彦根城跡は、中堀より内側（外側の埋木舎および外堀跡の一部を含む）が特別史跡、城内の玄宮楽々園が名勝に指定されており、建造物としては、国宝の天守をはじめ4棟の櫓と1棟の馬屋が重要文化財に指定されている。本委託業務については、これら文化財の維持管理や公開に係る業務とし、業務の性質による委託業務と彦根市が実施する業務の区分は下図のとおりとする。



※現状変更とは、文化財の現状を変更し、その保存に影響を与える行為、またはそのおそれのある行為を指し、実施する場合は文化財保護法に基づき国や市の許可を得なければならない。

(参考) 彦根市および現在の受託者が行っている業務で、今後も継続して「彦根城跡等維持管理委託業務」に含まれるもの

- ・ 特別史跡彦根城跡内に係る夜間(営業時間外)警備
- ・ 特別史跡彦根城跡内の浄化槽に係る維持管理や水質調査
- ・ 特別史跡彦根城跡内のトイレに係る清掃
- ・ 特別史跡彦根城跡内に係る消防設備の保守点検
- ・ 特別史跡彦根城跡内に係る電気設備の保守点検
- ・ 特別史跡彦根城跡内の梅林および桜の害虫や表門橋の白蟻、ハチに係る駆除
- ・ 特別史跡彦根城跡内の松の葉刈り
- ・ 特別史跡彦根城跡内の廃棄物処分
- ・ 特別史跡彦根城跡内の石垣草刈り
- ・ 特別史跡彦根城跡内の木俣家屋敷跡に係る草刈り(ボランティア清掃に係る事務一式(2回/年)を含む)
- ・ 名勝玄宮楽々園内の文化財施設に係る警備
- ・ 名勝玄宮楽々園内に係る消防設備の保守点検
- ・ 開国記念館に係る警備
- ・ 開国記念館に係る消防設備の保守点検
- ・ 開国記念館に係る電気設備の保守点検
- ・ 開国記念館に係る空調機の保守点検
- ・ 開国記念館に係るエレベーターの保守点検
- ・ 開国記念館に係る館内清掃
- ・ 彦根城などに設置してある避雷針に係る保守点検
- ・ 現状変更を伴わない特別史跡彦根城跡内の文化財以外の建物・設備・敷地に係る軽微な修繕作業や看板・竹柵などに係る補修や製作
- ・ 特別史跡彦根城跡内ある建物・敷地の清掃および草刈り
- ・ 降雪時における入山者用通路などの除雪作業 など

※上記の業務については、彦根市の承諾を得て、第三者に委託することができる。